

計画作成年度	平成27年度
計画更新年度	平成29年度
計画更新年度	令和2年度
計画更新年度	令和5年度
計画主体	八郎潟町

八郎潟町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八郎潟町役場 産業課
所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80
電話番号 018-875-5803
FAX番号 018-875-5950
メールアドレス sangyou@town.hachirogata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	秋田県南秋田郡八郎潟町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	農作物被害	0 a 0円
	人身被害	1件
イノシシ	農作物被害	0 a 0円
	人身被害	0件
ニホンジカ	農作物被害	0 a 0円
	人身被害	0件

※ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカによる農林水産等に係る被害については、秋田広域農業共済組合に被害報告はなかった。

(2) 被害の傾向

本町のツキノワグマは、4月から12月にかけて、中山間部（真坂地区の一部、浦大町地区）を中心に出没情報が寄せられている。特に9月から11月は多数の出没情報が寄せられ、民家付近にある栗や柿の被害も報告されている。

また、農作業用道路や民家付近等での出没も確認されており、出没地域の中には通学路となっているところもあるため、子どもに対する人身被害も懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）	
ツキノワグマ （農作物被害） （人身被害）	被害面積	0 a	被害面積	0 a
	被害額	0千円	被害額	0千円
		1件		0件
イノシシ （農作物被害） （人身被害）	被害面積	0 a	被害面積	0 a
	被害額	0千円	被害額	0千円
		0件		0件

ニホンジカ (農作物被害)	被害面積 0 a 被害額 0 千円	被害面積 0 a 被害額 0 千円
(人身被害)	0 件	0 件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマによる人身被害及び農作物への被害を防止するため、実施隊が有害鳥獣駆除捕獲業務を行っている。捕獲手段については、箱わな、銃器により実施している。 ・ 通学路での目撃情報については、児童生徒の安全確保のため、教育機関等への周知を図るとともに、防災行政無線による一斉放送をかけて注意を呼びかけている。 ・ 町は実施隊と連携しながら被害防止に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊員の高齢化に伴い、年々従事者が減少傾向にある。また、日中は勤め人が多く、平日に参加できる会員が少ない。 ・ ツキノワグマが住居地の近くまで行動範囲を広げていて、福祉施設や民家付近などで目撃されており、高齢者や子どもがクマと遭遇する危険性がある。
防護柵の設置等に関する取組	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報が多い、真坂地区、浦大町地区への電気柵設置を検討しているが、畑地が多いため受益者との協議が必要になる。
生息環境管理その他の取組	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報が多い、真坂地区、浦大町地区へ緩衝帯の設置も検討するため、受益者との協議が必要になる。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ出没時に即時に対応できる関係機関との連携体系を作り、人身被害・農作物被害が無いように努める。 ・ ツキノワグマが出没した際は、周辺パトロールや防災行政無線・広報車による地域住民に対する注意喚起を行い、事故等の未然防止を図る。

- ・本町の被害防止対策は、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画と第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）との整合性を図りながら、銃器、箱わな等による効果的な捕獲を実施する。
- ・森林整備による緩衝帯の設置や、餌となる廃棄農作物の管理、特に空き家敷地内の柿の木の伐採等の徹底により、住居近くへの出没軽減を図る。
- ・市街地でのツキノワグマ出没に備え、ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルに沿った対応を関係各位で徹底する。
- ・地域住民に対し、被害防止に関する知識の普及活動を行い、意識啓発に努める。
- ・イノシシ、ニホンジカについても現状被害はないが、近隣町村の状況から被害が出てくると予想されるため、くくり罠等を準備し迅速な対応ができるよう努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・平成28年に設置した八郎潟町鳥獣被害対策実施隊による捕獲を継続する。
- ・実施隊員は、八郎潟町猟友会員で構成し、町長が任命する。この中で、主として対象鳥獣の捕獲活動に従事する者を対象鳥獣捕獲隊員として町長が任命する。
- ・箱わなを有効活用しながら、必要に応じて設置数を追加することで被害防止を図る。
- ・ライフル銃を使用するため、周囲の安全を慎重に確認したうえで捕獲を行う。
- ・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカが出没した際に、速やかに対応できるように連絡網を整備し、早期出動を可能とする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～令和8年 度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・箱わなを有効活用しながら、必要に応じて設置数を追加することで被害防止を図る。 ・地域ごとに、ツキノワグマ等の捕獲に関する技能と知識を有する実施隊員を配置するとともに、危険防止のため、当該隊員が単独で捕獲等を実施しないようにする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
秋田県が定める「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ、第2次イノシシ、第2次ニホンジカ）」に基づき、捕獲数を把握しながら、安全かつ効果的な方法による捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
ツキノワグマ	必要最小限度	同左	同左
イノシシ	生息域拡大及び 個体数増加防止 の観点により捕 獲を推進する。	同左	同左
ニホンジカ	生息域拡大及び 個体数増加防止 の観点により捕 獲を推進する。	同左	同左

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて、各種団体と連携をとり住民の安全確保や捕獲方法・捕獲場所を各団体に確認し、箱わな等を用い、最も有効な方法で実施する。 ツキノワグマについては、人身被害の危険性が低い、または、農作物が周辺にないと見られる場所については、保護の観点から捕獲はしない。 イノシシ・ニホンジカについては、生息地の拡大等を防止するため、可能な限り捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃では仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。銃器の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう。）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八郎潟町	ツキノワグマ

※人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～令和8年 度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・警察・実施隊によるパトロールを実施し、被害・出没場所を把握し、周知する。 ・出没時には、町の防災無線による一斉放送により注意喚起を行う。 ・対象鳥獣の被害の少ない農作物への作目転換及び森林整備・廃棄農産物の管理の徹底を行う。 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施及び出没地点の現地調査

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八郎潟町役場	関係機関の連絡・調整役として、捕獲等の実施主体となる。
五城目警察署	住民生活の安全を守る立場から、装薬銃等の使用に関する指導、監督を行う。
八郎潟町猟友会	装薬銃等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うと共に、安全講習会の開催等により安全な捕獲に努める。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止策を行う。現場責任者は、現

	場ごとの安全確保のための作業手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
秋田地域振興局農林部 ・ 森づくり推進課 ・ 農業振興普及課	有害鳥獣捕獲許可を行う立場から指導・助言及び許可を行う。
八郎潟町教育委員会	教育機関の連絡・調整役として、周知を図る。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙参照。
人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合で、かつ市町村に捕獲権限がある場合に該当するものについては、町が迅速な対応を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律並びに処理に基づく法令に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

令和6年度発足予定

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
八郎潟町産業課	各組織への提言・助言及び連絡調整に関する こと
八郎潟町猟友会	鳥獣の捕獲に関すること
秋田地域振興局農林部	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関する こと
五城目警察署	被害状況の情報提供、鳥獣保護の協力に関する こと
男鹿南秋田森林組合	間伐の実施に関すること
あきた湖東農業協同組合	農作物被害の情報提供に関すること
八郎潟町農業委員会	耕作放棄地の情報提供に関すること
秋田広域農業共済組合	農作物被害の情報提供に関すること
八郎潟町教育委員会	教育機関への連絡調整に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、八郎潟町猟友会員で組織し、計画に基づく被害防止活動を行う。鳥獣被害対策実施隊員の対象鳥獣捕獲員は、猟友会員の中から対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。